

「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」に関する 無形文化遺産の保護に関する条約の趣旨に反する行為の防止ガイドライン

1. 趣旨

平成25年12月4日、「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」（以下「和食文化」という。）がユネスコの人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下「代表一覧表」という。）に記載された。無形文化遺産の保護に関する条約（以下「条約」という。）は、無形の文化遺産に対する国際的な相互理解の意識を高めることを目的としており、さらに、条約の実施のための運用指示書（以下「運用指示書」という。）において、締約国に対し、無形文化遺産を危険にさらす可能性のある過度な商業化をはじめとする条約の趣旨に反する行為につながらないように細心の注意を払うことを求めている。

これに対応し、我が国では、和食文化の代表一覧表への記載提案書（以下「提案書」という。）において、一般社団法人和食文化国民会議（以下「本会」という。）の前身である日本食文化のユネスコ無形文化遺産化推進協議会が、和食文化の保護措置に責任を持つ団体として、政府の支援を受け、条約の趣旨に反する行為の防止に関する活動等を行うことを位置付けている。和食文化にまつわる関係者の活動が条約や運用指示書、和食文化に対する正しい理解に基づき行われるよう、本会が安定的に理解促進に向けた普及・啓発活動等を行っていくことが必要である。

これらを踏まえ、本ガイドラインにおいて、条約の趣旨に反する行為の防止に関する活動に対する本会の考え方と対応方向を示すこととする。

2. 位置付け

本ガイドラインは、代表一覧表に記載された和食文化について、条約の趣旨に反する行為を防止し、条約や運用指示書に沿った和食文化の保護・促進措置を推進することを目的としたものである。

なお、今後の運用状況、条約及び運用指示書の改定、ユネスコの関係会議の議論の状況等を踏まえて、必要に応じ内容の見直しを行う可能性がある。

3. 和食文化の位置付けや条約の趣旨に反する行為等について

（1）和食文化の位置付け及び条約の趣旨

和食文化は、提案書において、「食の生産から、加工、準備及び消費に至るまでの技能や知識、実践や伝統に係る包括的な社会的慣習」と位置付けられている無形文化遺産である。また、運用指示書において、締約国に対し、無形文化遺産に関する表明あるいは表現において、その文脈を踏襲せず、もくしは本質を変質させることや無形文化遺産を危険にさらす可能性のある過度な商業化をはじめとする条約の趣旨に反する行為につながらないように細心の注意を払うことを求めている。

（2）条約の趣旨に反する行為

和食文化は、食に関する包括的な社会的慣習が無形文化遺産として代表一覧表に記載されたものである。このため、個別の食材や調理法、料理、食べ方、行事等が代表一覧表に記載されたといった誤った表示や広告等を行うことは、条約の趣旨に鑑みて不適切である。

一方で、和食文化に関わる商業的な活動、表示や広告等については、様々な形態や内容のものが存在する。また、和食文化は、提案書において、人と自然的・社会的環境の関係性の変化に応じて常に再構築されてきたものとしており、今後も変化していくことが予想される生きた生活文化である。これらのことから、条約の趣旨に反しているか否かの判断がつきにくい事案が発生することも想定される。これらについては、継続的に情報を収集するとともに、関係省庁の助言を得ながら、対応を判断していくこととする。

4. 条約の趣旨に反する行為の防止について

関係者の理解を促進し、条約の趣旨に反する行為を防止するため、本会に保護・推進助言委員会（以下「委員会」という。）を設置し、以下の業務を実施する。

（1）普及・啓発活動の実施

本会は、希望者に対して、ユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載された和食文化や条約及び運用指示書の趣旨について研修等の方法により周知するとともに、広く国民への普及・啓発を行うことにより条約の趣旨に反する行為を未然に防止する。

（2）情報の収集

本会は、3（2）に該当する行為又は疑わしい行為について情報収集に努めるとともに、会員に対し、これを発見した場合に情報提供を行うよう周知する。また、本会のホームページ等を活用し、会員外の者についても、これを発見した場合に本会へ情報提供を行うよう広報活動を行い、継続的な情報収集に努める。

（3）該当する行為等に対する対応

本会は、3（2）に該当する行為又は疑わしい行為を発見した場合、又は情報提供を受けた場合には、以下により対応することとする。

- ① 委員会は、条約の趣旨に反する可能性のある事案に関して、内容の確認等を行い、必要に応じ、当事者の承諾のもと事情の聞き取りを行う。
- ② 委員会は、当事者から聞き取った内容等を踏まえ、事案への対処方針の検討を行う。委員会が条約の趣旨に反する行為と判断した事案については、本会会長（以下「会長」という。）に対処方針を報告・協議し、了承を得ることとする。その際、委員会は、必要に応じ、関係省庁に報告・協議を行い、助言を得ることが出来るものとする。

- ③ 条約の趣旨に反する事案のうち、会長が全国的な規模で影響を及ぼす重大な事案と判断した場合は、理事会を招集し、対応方針を諮ることができる。
- ④ 委員会は、会長名により、対処方針に基づき当事者への説明や助言、条約等の趣旨に反する行為の中止の要請など必要な措置を実施する。
- ⑤ 委員会は、これらの対応過程において収集した情報、聞き取った当事者の事情、当事者へ行った説明や助言、要請の内容など一連の資料を保管し、情報の蓄積を図ることとする。

5. 故意・悪質な事案についての対応

本会会員が故意に条約の趣旨に反する行為を行った場合、又は和食文化の代表一覧表記載の取り消しなどに繋がるような重大な行為を行った場合には、以下により対応することとする。

- (1) その者が正会員の場合は、理事会での討議を経て、社員総会において処遇を決定する。
- (2) その他会員は、理事会において、処遇を決定する。

6. その他

本ガイドラインの改廃や本ガイドラインの定めるもののほか、条約の趣旨に反する行為の防止に関する活動に必要な事項については、会長が理事会に諮って定める。

7. 附則

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。